

一年末年始の市役所業務

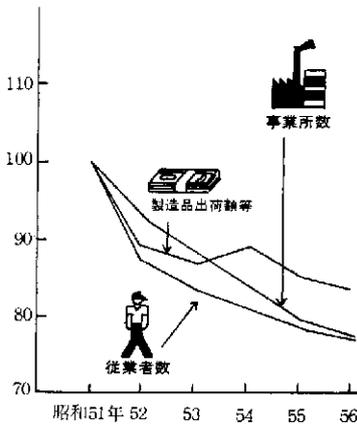
市役所では、12月29日(水)から1月3日(月)まで平常業務を休ませていただきます。ただし、市民生活課、税務課、会計課の窓口は、29日は1日中、30日は午前中業務を行っています。出張所の業務は休みです。新年は、1月4日(火)が仕事始めになります。

一年末年始のごみ収集

衛生施設組合では、12月31日(金)から1月3日(月)まで、ごみ収集を休ませていただきます。なお、焼却場へのごみの持ち込みは、12月29日、30日は1日中、31日は午前中まで受付けています。埋立て地は30日までです。

お問い合わせは、衛生施設組合(☎2-3924番)へ。

指数表
(昭和51年=100)



昭和五十七年工業統計調査が十二月三十一日現在で実施されます。大正九年から毎年継続して行われているこの調査では、我が国の製造業のすがたや活動状況を明らかにすることを目的としています。この調査結果は、国、県のみならず、地域においても地場産業の動きや、進出企業の動向などを知る貴重な資料となります。一年年始のお忙しい時期にお手数をおかけしますが、調査員が各事業所に伺いますのでご協力をお願いします。

工業統計調査・県地場中小工業統計調査にご協力ください

とじて保存してください

各種相談へ

- 〔交通事故相談〕 1月7日(金)
- 〔定例行政相談〕 1月20日(木)
- 〔巡回内職相談〕 1月21日(金)

———いずれの相談も———
時間 午前10時～午後3時
会場 市役所市民相談室

固定資産税の申告を忘れずに

住宅の敷地に使っている土地は、事務所、店舗など住宅以外の敷地に使っている土地に比べ税金が安くなるしくみになっています。昭和五十七年中に次の

なお、従業員が三十人以上の事業所は、この他に「エネルギー消費構造統計調査」にもご協力いただくこととなります。また昨年同様、出機・ねん糸などの特定業種を除いた一〜三人規模の事業所には、「新潟県地場中小工業統計調査」の調査票が配布されます。あわせてご協力をお願いします。各種統計調査において、回収されました調査票は、統計作成のためのみに用いられ、各事業所の秘密は固く守られます。

昭和58年 消防出初式

地区名	日時	場所
十日町、川治 (警備本部 1,2,3,4,5,10)	1月6日 (木) 9時50分～	本町2～市民会館
中条平場 (第6分団)	1月16日 (日) 10時～	島公民館
中条山地 (第7分団)	1月9日 (日) 10時～	新水克雪センター
六 箇 (第8分団)	1月22日 (土) 10時～	老人福祉センター
吉 田 (第11,12分団)	1月9日 (日) 10時～	吉田中学校
下 条 (第13,14分団)	1月9日 (日) 10時～	下条公民館
水 沢 (第15,16,17分団)	1月16日 (日) 10時～	水沢小学校

◎これまでに住宅の敷地でなかつた。とおり異動した人は、五十八年一月二十日(木)までに市税務課固定資産税係に印鑑を持参のうえ申告してください(申告用紙は税務課にあります)

◎住宅を取り壊したり、住宅を事務所、店舗など住宅以外のものかえた人。お問い合わせは固定資産税係(☎七二二二番内線二〇五)へ。



とび出し事故…注意!

12月21日、十日町地区の交通安全協会、交通安全自治会、市交通指導員の皆さんが本町通りや駅通りに「あぶないわたるな」「駐車禁止」のステッカーを張りました。これは、9、10月とたて続けに起きた、駐車車輛からのとび出し事故を、2度と起こさないようにと運転者と歩行者に注意を呼びかけたものです。

た土地に、住宅を新築や増築した人。

食糧管理法改正に



食糧管理法は、食糧不足の昭和十七年にできた法律で、不足する食糧を公平に分配するという考え方が基本になっていました。しかし、その後、食糧事情が好転し、最近のように米の生産が過剰傾向になってくると、法律では「米穀通帳」による米の購入を義務つけていながら、誰もが通帳なしで米を購入しているといったように実態に合わない制度の仕組みが目立つようになっています。

このため、国民の主食の米の全量を政府が管理し、これを安定的に供給するという食糧制度の基本的な考え方を維持しながら、米の過剰や不足のいかなる事態にも的確に対応できるように制度に再編成し、無用な規制は緩和して「守られる食糧法」とするために三十年ぶりに法改正が行われたものです。

実態に即して三十年ぶりに

本年一月から改正された食糧管理法が施行され、新しい食糧管理制度の幕開けを迎えました。

改正前の食糧法は、その規制内容と実態に著しい差異が生じ法律が守られにくくなっていました。そのため、政府は、国民の必要とする米穀を自主流通米も含めて管理するというこれまでの制度の基本を維持しながら、需要や流通の実態に即応して、過不足の需給事情の変動に的確に対応できるように食糧管理制度を再編成したものです。

改正のあらましをお知らせします。

流通段階での 主な改正内容

(一) 集荷業者制度

これまで、農協など生産者から直接集荷を行う人についてだけ農林水産大臣の指定が必要だとされていましたが、法改正によって集荷業者は次の区分によって、それぞれ農林水産大臣の指定が必要になりました。

一次集荷業者……生産者から直接集荷を行う人で、従来の集荷業者です。市内では、十日町市農協と十日町米穀商協同組合がこれにあたります。

二次集荷業者……一次集荷業者から集荷を行う県段階の団体で、県内では、県経済連、県集荷組合がこれにあたります。

特定米穀集荷業者……くず米、碎米などだけ集荷する業者です。

(二) 販売業者制度

(ア)、卸売業と小売業については、一年ごとに更新する知事の登録制であったものが、三年ごとに更新する知事の許可制に改められました。

また、くず米、碎米等だけの販売を行う人は「特定米穀販売業者」として新たに知事の許可を受けなければならないことになりました。

(イ)、米の販売は配達を中心に行われていますが、都市部を中心に消費者の持帰り需要に 대응する必要が生じていることから、人口二十万人以上の市であれば、小売業者が簡易な要件で米の販売所を設けることができるようになります。

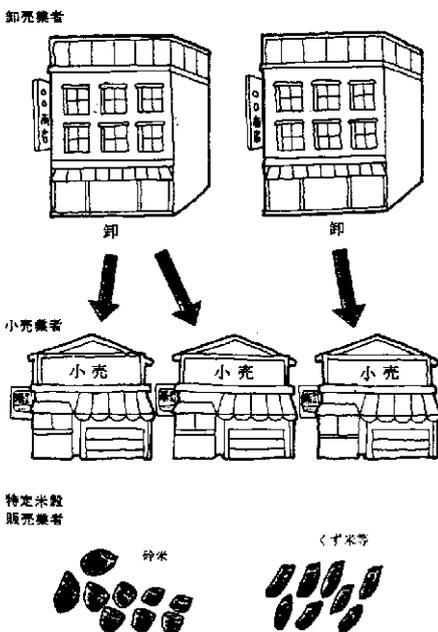
(三) 集荷・販売業者の業務運営

米は国民の主食として政府が全量を管理しているものですが、国民に対し食糧を安定的に供給する上で集荷、販売業者は重要になります。

な役割を担っていることから、それぞれ農林水産大臣の指定が知事の許可を要するものとして法律上の位置付けが明確にされました。

一方、その責任を明確にするため、集荷、販売業者に対しては、業務運営についての指針が示され、様々な規制が行われており、違法な行為があれば業務の制限、停止、指定、許可の取消しが行われることになっています。

なお、農林水産大臣の指定を受けずに集荷の業務を行ったり、知事の許可を受けずに販売の業務を行うことは厳しく禁じられており、これに違反すると食糧法で最も重い罰則(三年以下の懲役または三百万円以下の罰金)が適用されることになります。



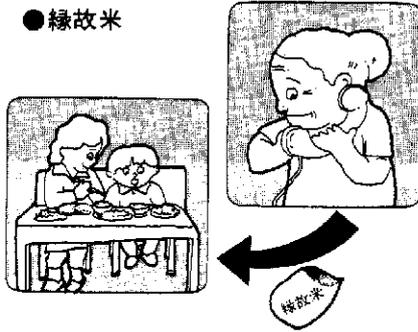
生産者段階での 主な改正内容

米を政府米と自主流通米として、また、限度数量を超える分については超過米として出荷する仕組みは変わっていません。米は全量を農協などの一次集荷業者へ出荷してください。集荷業者の資格のない人に米を売り渡すことは禁じられています。なお、特定米穀集荷業者制度が新設されました。いわゆるくず米についても、検査を受けて特定米穀集荷業者の資格のある人に出荷してください。

米の譲り渡し

制限が緩和

ア、縁故米が認められました。親類縁者などに米を贈る、いわゆる「縁故米」が認められました。縁故米の量、回数などは



●縁故米

●贈答米



お中元・お歳暮

特に制限されていませんが、この緩和措置は、これまで一般に行われていたことを、このたびの法改正で追認したものですから、常識的な範囲に留められ、もちろん縁故米に名を借りた不正流通は厳しく取締られることになっていきます。

※生産者の無償譲渡を「縁故米」とし、消費者の無償譲渡を「贈答米」としたのは便宜的な区分で、法律上の用語ではありません。

イ、玄米に換算して、三十粒以下の米を有償で譲り渡すことが認められました。ただ、譲り渡しの方法は、物々交換、現物支払いなどの方法に限られており、売り渡すことは認められていません。

また、三十粒のとり方は、一つの譲渡行為についてで、同一人に対して何回かにわけて譲渡するようなのは認められていません。

ウ、生産者の譲渡行為は、それが無償でも有償でも、政府米や自主流通米として出荷した後でなければ行ってはならないという条件が付けられていますので注意してください。

消費者段階での 主な改正内容

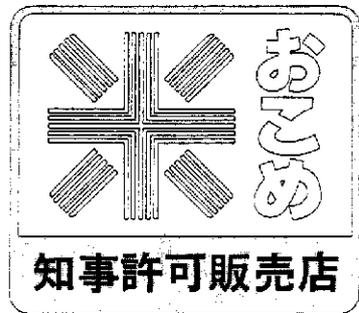
(一) 配給制度廃止に

食管法成立以来四十年にわたって続いていた配給制度が廃止され、政府が責任をもって計画的に供給する仕組みに改められました。これに伴って配給割当という考え方も必要がなくなり、米穀通帳が廃止され、旅行証明の制度も廃止されました。

また、米穀通帳を発行する必要がなくなったため、そのために設けられていた転出する場合の転出証明手数料が無料となりました。

(二) 米の譲り渡し 制限が緩和

(ア)、親戚、知人などに米を贈る、いわゆる「贈答米」が認められました。これについての考



お米はこの看板のお店で

一つの譲渡行為の考え方についても、生産者の項で述べたと同様です。

なお、生産者の場合と異なり、有償譲渡の方法として、売渡しによる方法も認められています。ただ、これを利用して、不特定多数の人に十粒ずつの米を売り捌くことは法で厳しく禁じている無許可販売となることはいくらでもありません。

(三) 輸送制限が解除

え方は、生産者の項で述べた「縁故米」の場合とまったく同様です。

(イ)、一つの譲渡行為について精米で十粒以下の米を有償で譲り渡すことが認められました。

法改正前は厳しく規制されていた輸送制限が解除されました。このため、遠方に居る子弟や知人に米を送る場合、これまでのように中味を「いも」や「芋」などと偽る必要はなくなりまし

(四) 米飯提供業者 登録制度が廃止に

米飯提供業者登録制度が廃止されました。このため、食堂などを開設するに当たっては、食糧管理関係の手続は必要ないことになりました。

米飯提供業者は、米を「ごはん」という形で消費者に供給するという役割を果たしているため、配給制度のもとでは、販売業者と同様に知事の登録が必要とされていましたが、配給制度が廃止されたこと、規制を続ける特別の理由もないことなどから廃止されたものです。

(五)、正規のお米屋さんには「知事許可販売店」の標識が店頭に掲示してあります。お米はこの標識のある店から買いたしましょう。

雪の芸術展

参加作品募集

第三十四回十日町雪まつりが二月十二日、十三日の両日、盛大に開催されます。

雪まつり実行委員会では、市民の皆さん一人一人から雪に親

しんでいただくため、雪の芸術展参加作品を募集しています。

出品 芸術作品の出品区分は①一般作品、②特別作品、③学童作品の三部門です。審査対象は一般作品のみです。

審査 雪まつり委員会が委嘱した審査員が保存性を考慮しながら①着想、②技術、③努力の三点から審査します。

表彰 十日町市長賞、十日町商工会議所会頭賞ほか七賞、入選特別表彰 五年及び十年表彰 申込み 一月十六日(日)までに雪まつり事務局(☎七三三七三三番)へ。



雪まつりポスター
ステージは
アブシンベル神殿を模して

下水道使用料金早見表

(2カ月当り金額)

使用量	料金	使用量	料金	使用量	料金	使用量	料金
1~20	2,000	41	4,310	62	6,740	83	9,260
21	2,110	42	4,420	63	6,860	84	9,380
22	2,220	43	4,530	64	6,980	85	9,500
23	2,330	44	4,640	65	7,100	86	9,620
24	2,440	45	4,750	66	7,220	87	9,740
25	2,550	46	4,860	67	7,340	88	9,860
26	2,660	47	4,970	68	7,460	89	9,980
27	2,770	48	5,080	69	7,580	90	10,100
28	2,880	49	5,190	70	7,700	91	10,220
29	2,990	50	5,300	71	7,820	92	10,340
30	3,100	51	5,420	72	7,940	93	10,460
31	3,210	52	5,540	73	8,060	94	10,580
32	3,320	53	5,660	74	8,180	95	10,700
33	3,430	54	5,780	75	8,300	96	10,820
34	3,540	55	5,900	76	8,420	97	10,940
35	3,650	56	6,020	77	8,540	98	11,060
36	3,760	57	6,140	78	8,660	99	11,180
37	3,870	58	6,260	79	8,780	100	11,300
38	3,980	59	6,380	80	8,900		
39	4,090	60	6,500	81	9,020		
40	4,200	61	6,620	82	9,140		

下水道町内説明会 から 一質疑応答集 No.2

11月25日号に引き続き、来春5月に供用開始される公共下水道について、町内別説明会で出された疑問点等の問答の内容をお知らせします。

融資制度について

問 「融資制度」を利用した場合の一月月の返済金額はどれくらいですか。

借入金額	年利	返済回数	一月返済金額
七〇万円	六・五%	四十八回	一六六〇〇円
五〇万円	六・五%	三十八回	一八〇〇〇円
四〇万円	六・五%	二十八回	九五〇〇〇円

答 つぎの表のとおりです。

問 併用住宅(工場等)や、一人で二、三軒建物を所有している場合の貸付金額は、どれくらいですか。

答 一申込者に七〇万円が限度ですから、二軒以上所有していても七〇万円までが貸付金額です。

使用料について

問 横井戸(穴)水など「かけ水」も使用料を徴収するのですか。

答 「かけ水」などで計測装置をつけられない場合は、市長が認定した使用料を徴収します。

水道水以外の水のみを使用した場合、一人当たり月六㎡、水道水と併用の場合、一人当たり月三㎡で計算します。

例えば、「かけ水」等のみの使用の場合は四人家族で、六㎡×四人で二十四㎡で月二、五四〇円が使用料となります。

問 消費に使用した水も使用料を徴収するのですか。

答 井戸水等を消費のみに使用した場合は使用料はかかりません。

省エネルギー技術指導の活用を

近年、主要エネルギー、主要原材料の価格はかなり上昇しており、中小企業、特にエネルギー多消費型業種では、省エネルギー対策が経営上の重要な課題となっています。

このため、県では、省エネルギー指導車を導入し、県内の中小企業の工場などを巡回して省エネルギー巡回技術指導を実施しています。この機会に、ぜひとも活用をおすすめします。

●指導対象 県内中小企業の工場、事業所等

●指導時期 年間随時

●指導内容 エネルギーの管理

●指導体制 県工業技術センター、試験場、中小企業指導班の職員及びエネルギー技術の専門家等指導班を編成して指導

●費用 無料

●指導申込み 県工業技術センター十日町試験場(☎七一一〇四番)に備えてある指導申込書に記入の上、県に提出してください。

設備資金を利用される中小企業者のかたへ

県では、設備の近代化、合理化等を計画されている中小企業者に対し、つぎの無利子または低利の設備資金の貸付制度を実施しています。現在、第二次募集中です。現在、第二次募集 七三一一番内線二六六

●期間の変更について
十一月二十五日付市報お知らせ版に掲載した十日町市下水道計画の変更の縦覧期間を次のとおり変更します。

●縦覧期間
昭和五十八年一月五日から、昭和五十八年一月十八日まで(二週間)

下水道受益者負担金の納付を!

五十七年度第三期の納付期限は、十二月二十五日までです。ご都合で、まだ納付されていない方は、できるだけ早く、金融機関か市役所に納付してください。

貸付金の種類

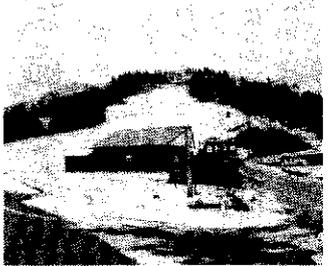
名	種類	限度額	利率	償還方法
中小企業設備近代化資金	中小企業	所要資金の二分の一以内(一五〇万円以内)	無利子	一年償還(四年均等) 公善防止設備は一年均等
	組合	所要資金の二分の一以内(二二〇万円以内)	年四・八%	一年償還 六年均等
設備合理化資金	中小企業	所要資金の三分の二以内(九〇〇万円以内)	年四・八%	一年償還 四年均等
	企業	所要資金の三分の二以内(九〇〇万円以内)	年四・八%	一年償還 四年均等

〈中条・桂スキー場〉

コースを新しく整備し、ロープ塔も設置されました。(面積、約10,200㎡)
 【交通】中条駅から東側へ徒歩15分
 【コース】初級・中級用
 【施設】ロープ塔1基
 (土・日・祭日運転)
 1日券…大・小人とも800円
 【照会先】山口秀雄 (☎7-3017番)
 スキー場 (☎7-3481番)



〈下条・中峰スキー場〉



家族みんなで楽しめるファミリー向きのスキー場です。(面積、約27,400㎡)
 【交通】下条駅から東側へ徒歩15分
 【コース】初級・中級・上級用
 【施設】ロープ塔3基(土・日・祭日運転)
 1日券…大人1,000円 小人800円
 【照会先】山田武夫 (☎5-2317番)
 スキー場 (☎5-2811番)
 【その他】貸スキー・売店など有

〈十日町市民スキー場〉

眼下に魚沼、頸城連山を望める風光明媚なスキー場です。(面積、約90,000㎡)
 【交通】十日町駅からバスで10分
 【コース】初級・中級・上級用
 【施設】リフト1基(360m)
 1回110円・15回1,500円
 【照会先】体育課 (☎7-3111番)
 十日町スキーリフト会社
 【その他】貸スキー、ジャンプ台有



市内スキー場ガイド

体育・スポーツコーナー

体育課 内線 ☎7-3111 275
 市民体育館 ☎7-5208

1月の行事予定

月/日	大会・行事	会場	主催
1/2	新年ジョギングマラソン大会	新座公民館	陸上協会・新座スポーツクラブ
1/6	スキー・ジュニア クロスカントリー記録会	十二社	スキー協会
1月中	寒げいこ	武道館	各武道協会

新雪を蹴って走ろう!! 第4回

十日町新年ジョギングマラソン大会

4年前に新座早朝マラソンクラブを中心に発足したこの大会は、その後のジョギングブームとともに、年々参加人数も増加しています。昨年は、250名の参加があり、遠くは青森、大阪など全国的な規模の大会まで成長してきています。日本一の豪雪地でも、ジョギングマラソン大会ができ、走れるよ!! をキャッチフレーズに開催されているこのマラソン大会

新年への決意を抱き、新雪をけて思いきり走ってみてはいかがでしょうか。
 【問い合わせ】新座体協・大久保善雄さん(☎2-2916) または、市民体育館、体育課に。



年末のスポーツ

一年間の総決算……年末の大そうじは電力にたよらず、自家発電の「ふきそうじ」を。来年は亥年。いのししスタイルで廊下や台所を進めや進め!!

年末・年始の防犯を!

年末年始は、多額の現金が動き、人の動きも活発なとき。例年、この時期には犯罪や事故も多く発生しています。地域全体で防犯に努め、ゆく年、くる年を楽しく過ごしましょう。

盗難の防止
 ◎外出時、就寝前には必ず戸締りを確認
 ◎多額の現金は家に置かない
 ◎金融機関の行き帰り、人出の多いところでは「ひったくり」「スリ」に注意を。

少年非行の防止
 ◎外泊、夜遊びなどは非行の始まり。門限など規則正しい生活を子どもたちにさせましょう。
 ◎早期発見、早期補導。不良化のきざしが見えたら早期に警察へご相談ください。

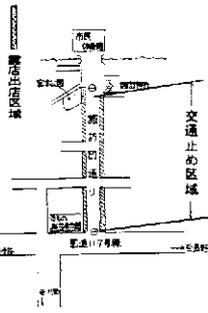
交通事故の防止
 ◎飲酒運転を絶滅しよう!!
 ◎降雪時の事故を防止しよう!!

暴力の追放
 暴力の被害はどんな小さなものも泣き寝入りせず警察へ届出をしましょう。

◎十日町地区連合防犯協会
 ◎十日町地区接客業者防犯組合
 ◎十日町警察署

節量市開設による 交通止めのお知らせ

一月十・十五・二十・二十五日の午前八時三十分～午後五時まで全面交通止めになります。



十日町の 人になりました



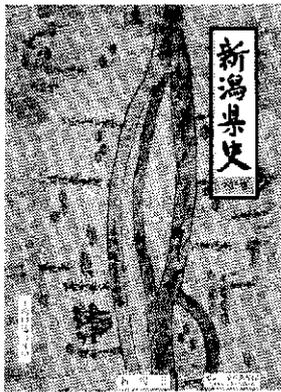
妻有町西1-2丁目 杉山國志・知恵子さん
 ～東京・豊島区から～



★都会への人口流出が多い昨今でも、ゴミゴミした東京を離れ一家全員で、この十日町に移って来たのは、妻有町の杉山國志さん一家(手描き加王)です。
 ★仕事の関係で来たこの地に、雪、きもの、そして四季の移り変わりが鮮明なことに住み始めた魅力があった。(國志さん、四十一歳)そうです。五十五年三月に来て五六豪雪も経験済み。それでも「ここに住みたい」から今年九月に家を新築。それも雪景色を見たいからガラス窓を大きく広くしたといいます。
 ★「きものは日本の文化。不況といわれる現在だからこそ、ここに住む人達皆んなの責任において、これだけ生きて行く道はないと、開き直りも大切なことだと思います。」と語ります。
 ★「皆さんがやさしい人で、東京では得られない家族的なつきあいを多くの人としています。家族の皆さんも、ようやくこの生活に慣れて来たようですよ」と、一家九人の大黒柱の知恵子さん(五十三歳)。
 ★「十日町は夢のある……そんなまちです。多分ここで死んでゆくことになるでしょう」と話すお二人の趣味は、日本画を描くこと。老後に日本中を廻って絵を描きたいと語ってくれましたが、この十日町で最高に素晴らしい日本画を一生をかけて描きあげてほしいと思います。

新潟県史

原始古代	1
中世	2
近世	6
近代	2
近現代	7



新潟県史

予約受付中

★申込先 千九五一新潟
市学校通一六〇二
新潟県総務部県史編さん
室(☎〇二五二二二二一
五五一一番)

★申込方法 はがきに住
所、氏名、購入巻名、冊
数、公利用別、電話番号
を記入して、申込みを。

新潟県史編さん室では
来年三月刊行予定の五巻
の予約を受付中です。

★頒布価格○原始古代(1)
五千五百円○中世(2)、近
代(7)各四千九百五十円
○近世(6)、近代(2)各四千
九百円

コタツで読書がおいしい季節

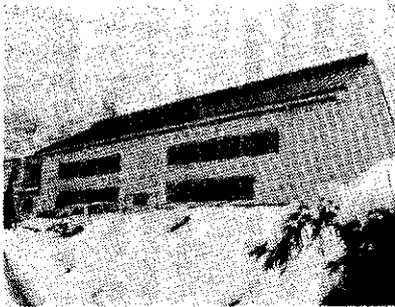
～冬季貸出文庫の配本をしました～

配本所一覧(19カ所) 57年12月～58年3月

地区	町名	配本所	世話人	TEL
六箇	六箇山谷	柳貞太郎	同左	7-8382
	船坂	徳永義雄	"	7-6136
飛渡	三ツ山	稲原分館		
下条	岩野	岩野クラブ	田村守	5-2619
	上新田	大湖英雄 堀義一	同左 "	5-2388 5-2290
	瀧野	生活改善センター	水落文平	6-2254
	水口	藤田幹大	同左	5-2039
水沢	大黒沢	宮沢正憲	"	
	馬場	馬場小学校		8-2069
	新宮	村山千玄	同左	8-2735
十日町	高田町	十日町保健所		7-2400
川治	関根	湯川輪店		7-8794
	城之吉	城之吉公民館	高橋秀雄	7-8322
	北新田	樋口義一	同左	7-1078
中条	四日町2	滝沢正一	"	7-0593
古田	高島	満井哲司	"	7-4914
	古田山谷	藤巻功	"	2-3047
	桶葉	丸山孝一	"	7-1865

いよいよ冬將軍の到来……。コタツの中で読書するのも格別なもの。今年も冬季貸出文庫を市内十九カ所に設置しました。どなたも、お気軽にご利用ください。貸出は一人二冊以内で期間は二週間以内です。

〔お願い〕
「公民館図書室の本」および、「こだま号の本」を返し忘れてはいませんか。忘れている人は早めに返却をしてください。つぎに読みたい人が待っています。



野中小学校
今年七月から着工した野中
学校(長谷川信夫校長)の屋内

野中小学校

屋内

体育館が竣工

体育館が完成し、十二月十八日(土)に竣工式が行われました。総工事費約五千万円で建築されたこの体育館は、地すべり地帯ということで、近年建設された体育館の中でもめずらしい木造のもの。しかし外観ひとつとっても素晴らしい施設になっています。

特に、夜間解放のための専用玄関を設置するなど、建設面積四百六十二平方メートルのこの体育館は、今後の地域の健康づくりの拠点施設として活用されます。

生徒募集!! 高時制

県立十日町高等学校では、昭和五十八年度の定時制課程の生徒を次の要項で募集します。

〔募集人員〕
普通科一学年、四十名

〔願書受付〕
二月一日(火)から二月八日(火)正午まで

〔出願手続き〕
入学願書、受験票、調査書、入学考査科(三百五十円)を在学(出身)中学校長を経て提出。

〔入学試験日〕 三月十六日(水)

〔学力検査の教科〕 国語、社会、数学、理科、英語の五教科

〔詳細の問い合わせ〕 十日町高等学校中心校(☎二二三五七五番)へ問い合わせてください。

◆12月15日までの受付分(希望者は市役所経済部商工課内消費者協会へ)

品名	規格	希望価格	品名	規格	希望価格
オートバイ	中古	相談で	卓球台	中古	相談で
机(スチール製)	"	一万五千円	ストロープ	"	"
ラテカセ	"	三万円	スキー一式(高学年用)	"	"
編機	新品	相談で	レコーダー	"	"
セブリー	48年型	十三万円	琴	"	"
スキー靴	26.5cm	三万円	すべり台	"	"
スキーコック	三八型	三万円	ランコ	"	"
		三万円			

お知らせ

学校では
正しい使用方法や、有毒性、危険性を十分理解させ、管理に

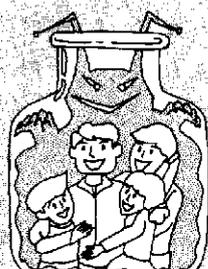
地域ぐるみで乱用防止運動を展開し乱用しているのを見かけたら関係機関にご連絡を!

家庭では
日ごろ、子どもたちの持物や友人関係に気をくばり、特に次のような徴候にご注意を!

〇吐き息、衣服部屋の中がシンナー臭い。〇顔色が悪く、食欲もなく怠けくせがつく。

販売店では
正しい使用方法を説明し、乱用のおそれがあるときは、販売を厳重にします。

職場では
有毒性、危険性の指導を徹底し、業務用シンナーなどの管理を厳重にします。



シンナーや接着剤の乱用防止を

シンナーや接着剤を使って遊ぶ青少年の数があとをたたない昨今です。市少年育成センター(☎七一九八番)では、家庭や学校など地域全体で、シンナー接着剤の乱用を防止しようと呼びかけています。

万全を期すほか、PTAなどの会合では、乱用防止についての注意喚起をしましょう。

子どもたち自身、学校、家庭と一体化した防止を呼びかけます。

児童手当、特例給付のしくみ

◎児童手当、特例給付

十八歳未満の児童を三人（義務教育終了前の児童を含む）以上養育している場合に、支給されます。児童手当を所得制限により受給できない厚生年金等の加入者に対し、事業主負担による特例給付が、一定の所得の範囲内で支給されます。

合五千元（市民税所得割がない場合七千円）

◎児童扶養手当

父と生計を同一にしない次の児童を養育・監護する母、または養育者に支給されます。

対象児童 父母が離婚した児童、父が遺棄・死亡・拘禁・生死不明・法に定める障害の状態等の児童。父がいない未婚の母の児童。

所得制限等 本人、扶養義務者及び配偶者の所得による支給制限があるほか本人、児童が障害・老齢福祉年金以外の公的年金を受給できる場合は除かれます。

手当月額 対象児童一人の場合

合三万二千七百円

◎特別児童扶養手当

心身に障害のある児童が、法に定める一、二級の障害の状態にあり、家庭で養育される方に支給されます。

所得制限等 本人、扶養義務者及び配偶者の所得による支給制限があるほか児童が障害による公的年金を受給できる場合は除かれます。

手当月額 一級三万七千七百円、二級二万五千五百円

詳細については、児童手当、特例給付・児童扶養手当は市民生活課年金係、特別扶養手当は市社会福祉事務所に相談ください。

寄付ありがとう

交通遺児へ
 ▼加賀糸屋町 七千四百円(町内廃品回収)
 ▼加賀糸屋町七千七百円(町内廃品回収)



1月分乳幼児健康診査日程

事業名	期日	受付時間	会場名	対象児	募集区域
3歳児健診	1月19日(水)	午後1時～2時	保健センター	54年7月生れの児	全域
1歳6カ月児健診	1月21日(金)	午後1時～2時		56年7月生れの児	
4カ月児健診並びに育児学級	1月26日(水)	午後1時～1時30分		57年9月生れの児	
10カ月児身体測定	1月24日(月)	午後1時～3時		57年3月生れの児 （希望のある方）	

お願い 1歳6カ月児・3歳6カ月児の方は、歯科健診がありますから歯をきれいにみがいて来ててください。雪のため健診にこられない方は交通事情がよくなってからおいでください。

献血車日程

1月20日(木)
 電報電話局全電通
 十日町分会(泉町)
 午前10時～午後3時

明日といわず今献血しましょう

1月の休日救急医

1日	千手診療所(川西町中央町)	☎0257618の2034番
2日	水沢診療所(上市町)	☎8の2039番
3日	至誠堂医院(富浦町)	☎02576312111番
9日	池田医院(本町西)	☎2の2581番
15日	山口医院(袋町中)	☎0257615の3161番
16日	富田医院(神明町)	☎2の3269番
23日	大島医院(川原町)	☎2の2957番
30日	中条病院(北原)	☎7の3018番

市・県営住宅の入居者募集

市では、市・県営住宅の四団地(谷内丑市営十三戸、黒沢市営四戸、四日町市営一戸、八幡田市営一戸)十八戸の入居者を募集します。

入居希望者は一月五日(十二日)の間に市・建設課(☎七三一一番内線二五〇)に申込んでください。(申込み用紙も建設課にあります)

産業別最低賃金が改定に

このたび新潟県産業別最低賃金の一部が改定になり、十二月六日から実施されています。

◎食料品製造業

一日：三千三百六十円(時間給労働者は一時間四百二十円)

ただし、手作業による洗びん、箱詰め、魚介類の内臓取り出し、殺出しまたはレッテルはり、清掃、片付け、賄いその他これに準ずる軽易な業務に主として従事する人は、新潟県最低賃金の三千五百三十三円(時給者三百八十二円)を適用。

◎出版・印刷・同関連産業(遠記・筆耕・複写業を含む)

一日：三千五百二十八円(時間給労働者は一時間四百四十一円)

ただし、①雇入れ後六カ月未満の技能習得中の人 ②印刷物の

整理、はさみ込み、封筒入れ、帯封、清掃、片付け、賄いその他これに準ずる軽易な業務に主として従事する人は

一日：三千九十二円(時間給労働者は一時間三百九十九円)

給労働者は一時間四百四十円)

給労働者は一時間四百四十円)

むし歯のないよい子 (12月分)

氏名	住所	保護者
樋口 陽介	上川町	三雄
大熊 和彦	五軒新田	丈夫
久保 田 亜紀	南新田町	紀次
富沢 彰	五軒新田	茂
関口 友哉	本町7丁目2	茂
星野 詞志	旭ヶ丘	晴男
齊木 幸彦	北新田1	幸一
小川 直美	谷内丑2	国古
福崎 隼人	田 麦	武
吉沢 伸介	北 鑑坂2	進
和川 紘子	峠	順一
佐藤 彩子	幸町	富治
富井 紗矢	馬場2	昇一
上村 巧	南	耕司

なお、繊維産業、木材・木製品・家具・装備品製造業、機械金属製品等製造業及び自動車整備業の各最低賃金は近く改定される予定です。

詳しくは十日町労働基準監督署(☎二二〇七九番)へ。